

NHKのど自慢ゲスト決定

問 企画調整課 (☎27-2707)



11月17日(日)に開催するNHKのど自慢のゲストが決定しました。NHKのど自慢の詳細は、本紙8月号または市HPを確認してください。

ゲスト 瀬川瑛子さん、荻野目洋子さん

問 NHK前橋放送局 (☎027-251-1711)



▲瀬川瑛子さん

▲荻野目洋子さん



▲出場・観覧の申し込みはこちら

伊勢崎市みらい公園(いせさき市民のもり公園)安らぎの広場協働創出事業のボランティアを募集

問 公園緑地課 (☎27-2768)



伊勢崎市誕生20周年記念事業として伊勢崎市みらい公園の安らぎの広場を、花を楽しむ新たな名所とするため、スイセンの球根を植え付けるボランティアを募集します。

時 9月28日(土)午前10時~11時30分

場 伊勢崎市みらい公園(いせさき市民のもり公園)

対 市内に在住または在勤・在学の人

定 100人(先着順)

申 9月9日(月)から20日(金)までに電話、または氏名・年齢・電話番号を記入の上、メールで公園緑地課(kouen@city.isesaki.lg.jp)へ

手話言語の国際デーブルーライトアップの実施

問 障害者センター (☎75-5530)

毎年9月23日の手話言語の国際デーに合わせて、手話言語の普及と聴覚障害者への理解促進のため、公共施設のブルーライトアップを実施します。

時 9月21日(土)から29日(日)までの午後6時30分~9時

場 旧時報鐘楼、いせさき明治館、障害者センター

男女共同参画講演会を開催

問 人権課 (☎27-2730)

講演会その他、男女共同参画標語の優秀作品を展示します。講演会は手話通訳があります。

時 10月15日(火)午後1時30分開演

場 メガネのイタガキ文化ホール伊勢崎(文化会館)

対 市内に在住または在勤・

在学の人

定 500人(先着順)

演題 多様性が生み出す新たな可能性~スポーツから考える男女共同参画~

講師 山口香さん(ソウル五輪女子柔道銅メダリスト)

料 無料

※入場には整理券が必要です。整理券は9月9日(月)から人権課、隣保館、各支所庶務課、いせさきガーデンズ行政センター、スマーク伊勢崎行政センター、メガネのイタガキ文化ホール伊勢崎で配布します。整理券は1人5枚までです



▲山口香さん

人権啓発フェスティバル in いせさき

問 人権課 (☎27-2730)

人権問題に関する講演会や中学生人権作文優秀作品の表彰・朗読、市内の小・中学生が描いた人権啓発ポスター優秀作品の展示を行います。

時 11月9日(土)午後1時30分~3時50分

場 人材派遣ワイズコーポレーション境総合文化センター

【講演会】

時 11月9日(土)午後2時20分開演

対 市内に在住または在勤・在学の人

定 650人(先着順)

演題 パニック障害10年間の闘病から克服まで~人権を尊重した差別や偏見のない社会づくりの大切さ~

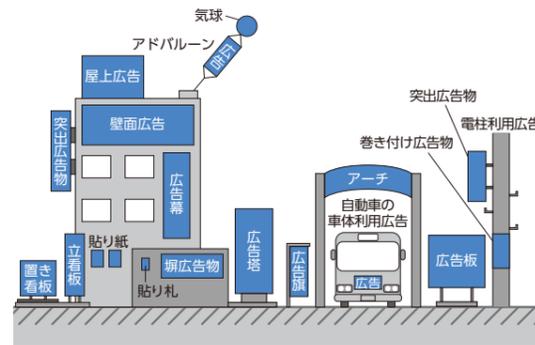
講師 大場久美子さん(俳優)

料 無料

※入場には整理券が必要です。整理券は9月25日(水)から人権課、隣保館、各支所庶務課、いせさきガーデンズ行政センター、スマーク伊勢崎行政センター、人材派遣ワイズコーポレーション境総合文化センターで配布します。整理券は1人5枚までです



▲大場久美子さん



9月1日(日)から10日(火)は「屋外広告物適正化旬間」です。魅力あるまちづくりのために、屋外広告物の表示ルールを守りましょう。「屋外広告物にはさまざまなものがあります」

屋外広告物には、屋上や壁面の広告物、広告板、広告塔、アドバルーン、ポスター、のぼり旗など、さまざまなものがあります。地域の行事を知らせるポスターや貼り紙、事務所名を表示した看板など、非営利目的のものも屋外広告物に該当します。

「屋外広告物表示のルール」

屋外広告物が無秩序に表示されると、まちの景観を損ねたり交通の妨げになったりします。市は屋外広告物条例を制定し、表示や設置に一定のルールを定めています。条例では、屋外広告物を表示できない地域・物件のほか、表示できる地域にも、面積や高さなどの許可基準を定めています。

「広告主の皆さんは次のことに注意」

- 事前に市の許可が必要です。きちんと許可を受けていますか
- 表示内容が分かりやすく、色彩が景観に配慮されていますか
- 施工業者は、群馬県屋外広告業の登録を受けていますか
- 設置後も更新許可の手続きと、定期的に安全点検を行っていますか
- 突風や地震などによる看板落下や倒壊事故などを防止するため、日頃から定期的な点検を行うなど屋外広告物の安全性を確保しましょう

市HPで屋外広告物の手引きを閲覧できます。許可基準や表示の条件などの詳細は問い合わせてください。

屋外広告物のルールを守りましょう

問 都市計画課 (☎27-6279)



▲市HP

創業促進サポート補助金を交付

問 商工労働課 (☎27-2754)

市内の創業を促進し、経済の活性化を図るため、市内で創業する人に、必要な経費の一部を補助します。

申請できる人 次の条件を全て満たす人

- 令和6年度中に市内で創業する人
- 市税の滞納がない人
- 個人で創業する場合は創業時に市内に住所がある人、新たに会社を設立する場合は事業所を市内に本店として登記する人
- 市特定創業支援事業の支援を受けたい人
- 必要な資格や許可を既に取得または取得見込みの人
- 申請時に事業を営んでおらず、他の法人の代表や役員でない人
- 3年以上継続して事業を行う意欲があり、原則週30時間以上営業を行う人

- 過去にこの補助金の交付を受けていない人
- 事業所の設置について、商工会議所・商工会などへ情報提供することに同意できる人
- 伊勢崎市暴力団排除条例第2条第3号及び第4号の規定に該当しない人

いない人

対象経費 事業所改装費、備品購入費、販売促進経費

※交付決定前に着手した経費は対象外です。工事などを市内業者へ発注することなどの条件があります。詳しくは問い合わせください

補助金額 対象経費の2分の1以内 ※上限額は100万円、千円未満は切り捨てです

※市が定める中心市街地地域に事業所を設置する場合は、上限額150万円です

申 10月1日(火)から申請書に必要な書類を添えて直接商工労働課へ ※交付決定額が予算額に達し次第受け付けを終了します

※申請書は商工労働課にあります。市HPからダウンロードもできます

【対象とならない事業の例】

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に該当する事業
- 他の人が行っていた事業を承継して営む事業
- フランチャイズ契約などに基づく事業 など



▲市HP